

「民泊」新法に関する要望

「民泊」について

- 「民泊」については、**周辺住民と宿泊客の安心・安全**を前提として、観光立国の実現に向けた**宿泊施設不足の解消**と**観光振興による地域の活性化**に資するよう、推進を図る必要がある。

京都市の現状

- 「民泊」が急増し、周辺住民とのトラブル、**安心安全に係る住民の不安感が増加**している。

- ※ 閑静な住宅街や小さな子どもがいる集合住宅の隣部屋に、ある日突然観光客が宿泊することなどによる騒音トラブルや不安感
- ※ 賃貸住宅を「民泊」への用途変更するため、物件オーナーによる住民の追い出し

これまでの取組

「民泊」対策プロジェクトチームを設置(H27.12.1)、民泊施設実態調査を公表(H28.5.9)。
調査においては、2,702施設を確認した(H27.12時点)。現在、インターネット上の仲介サイトにおける掲載件数は4,000施設を超えている。

このままでは

- 住民の安心・安全が損なわれ、「**観光公害**」といわれかねない。
- 「**観光立国**」、「**観光による地域創生**」のブレーキになりかねない。

- ※ 住民、宿泊客の安心安全が確保されない宿泊施設の増加は、住民トラブルなどによる滞在環境の悪化に繋がり、観光客が減少する恐れがある。
- ※ 現在の方向性で民泊新法が制定されれば、都市部への更なる外国人宿泊客の集中に繋がり、地方部への観光客の誘致が進まない。

そのため

- **住民と宿泊客の安心・安全**を前提としたうえで、**周辺住民と調和し、宿泊客が快適に滞在を楽しめる**「民泊」を推進する必要がある。

「民泊」新法に関する要望

全国一律の規制緩和ではなく、

それぞれの地域の実態や考え方に応じた制度を運用することが必要

⇒ 地方自治体独自の条例制定が不可欠

1 地域の実状に応じた「民泊」の運用を認める「民泊」新法の整備

- 「民泊」には多様な側面があり、シェアリングエコノミーによる経済効果や空き家対策、近隣住民の生活環境との調和を大前提とした静謐な住環境とのバランスの確保など、地域によって考え方が異なる様々な観点を総合的に考慮する必要がある。
そのため、「民泊」制度の法制化においては、地域の実状や考え方に応じた、柔軟な「民泊」への対応を認めること。

2 違法な「民泊」営業に対し、立入調査権の付与など、是正指導等の実効性の確保

- 無許可営業の「民泊」の仲介サイトへの掲載禁止など、違法な「民泊」サービスの提供を許さない仕組みの創設
- 違法な営業が疑われる施設への立入調査権の付与や違法な営業に対する停止命令等を創設するとともに、法令違反の厳罰化や宿泊客と周辺住民の安心安全の観点から適切な設備構造等の基準の整備